

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(2)	(3)

住宅市街地総合整備事業

1. 支援策の概要

中心市街地等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

(2) 対象地域（要件）

整備地区の要件

重点整備地区を一つ以上含む地区であること。

面積が概ね 5 ha 以上（重点供給地域は概ね 2 ha 以上）であること。

原則として住宅戸数密度が 30 戸/ha 以上の地区（連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く）であること。（街なか居住再生型を除く）

重点整備地区の要件

面積が概ね 1 ha 以上（重点供給地域は概ね 0.5ha 以上）であること。

次のいずれかの要件に適合すること。

- a. 拠点開発型（三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね 1 ha 以上かつ面積 20% 以上の拠点的開発を行う区域を含むこと）
- b. 密集住宅市街地整備型（換算老朽住宅戸数 50 戸以上（重点供給地域は 25 戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること）
- c. 街なか居住再生型（中心市街地において、概ね 50 戸以上かつ 10 戸/ha 以上の住宅整備が見込まれること（ただし面積は概ね 30ha 以下））

(3) 補助対象

整備計画策定（整備計画、事業計画策定等）

市街地住宅等整備（調査設計計画、共同施設整備、公共空間整備等）

居住環境形成施設整備（老朽建築物除却、地区公共施設整備等）

耐震改修促進（耐震改修等）

延焼遮断帯形成事業（調査設計計画、土地整備、延焼遮断機能整備）

防災街区整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備）

関連公共施設整備（道路、都市公園、下水道、河川等）

都市再生住宅等整備（調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等）

公営住宅等整備（公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備等）

住宅地区改良事業等（住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等）

街なみ環境整備（地区施設、修景施設等の整備等）

(4) 補助率

事業主体により補助率が異なります。

- (3) 補助対象番号 : 補助率 [1/3・1/2・2/3・3/4]
 , : " [1/3・1/2]
 , : " [1/3]
 : " [1/3・1/2・2/3]
 , ~ : " [通常事業の補助率に準ずる]

3 . 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
phone 03-5253-8111(内線 39-677) fax 03-5253-1631